

学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。医師の指示に従って療養してください。保護者の方が罹患証明書にご記入いただき、登校時に学校へ提出をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症は、「感染症などによる公欠席証明書」を提出してください。

学校感染症 罹患証明書

年 組 番 氏名

保護者氏名

印

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

疾患名(該当欄に○を付けてください。)

疾患名		出席停止期間の基準
第1種	疾患名() ※エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
	インフルエンザ(□A型 □B型 □不明)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第2種	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症() ※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症	